

別記第2号様式
千葉県一般競争入札公告 安房農第3号
曾呂川地区地すべり防止工事の一般競争入札の実施について
入札公告（個別編）

地方自治法第234条第1項の規定により本工事の一般競争入札を実施するものとし、次のとおり公告する。また、本入札公告のほか、入札公告（共通編）を併せて公告する。

なお、この入札は、ちば電子調達システムに係る電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

令和8年8月 7日

安房農業事務所長 齊藤 俊一

1 一般競争入札に付する事項
(1) 工事概要

工 事 名	曾呂川地区地すべり防止工事
工 事 箇 所	鴨川市上地先
予 定 価 格	39,842,000円（税込み）
工事の種類	とび・土工・コンクリート工事
工 事 期 限	令和9年3月10日限り
工 事 概 要	水抜工 L＝484m、排水路工 L＝6m、暗渠工 L＝213m
主 要 資 材	塩ビ管（VP管）、かご砕工

(2) 入札方式及び落札者決定方式

本案件は、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（事後審査Ⅱ型）により入札を執行する工事である。

入 札 方 式	一般競争入札（事後審査Ⅱ型）
落札者決定方式	価格競争方式
適用するダンピング対策	☒ 最低制限価格制度 ・ ☐ 低入札価格調査制度
積算基準の適用	☐ 土木 ・ ☐ 土木(電気通信編・機械編) ・ ☐ 営繕 ・ ☐ 下水(土木を除く) ・ ☒ その他

※1 入札公告（共通編）の参考を参照し、積算基準に対応した最低制限価格又は調査基準価格の算定方法を確認すること。

※2 土地改良工事積算基準を用いる場合は、その他に☒を入れることとする。

(3) 入札日程

入札手続き	期 日（開始日～期限日）
入札公告期間	令和8年8月 7日（金）～令和8年9月 3日（木）
設計図書等の縦覧期間※ ¹	令和8年8月 7日（金）～令和8年9月 9日（水）
質問受付期間※ ¹	令和8年8月 7日（金）～令和8年8月27日（木）
質問回答日	令和8年9月 2日（水） 午後5：00まで
資格確認申請受付期間※ ² （申請書及び資格確認資料）	令和8年9月 4日（金）～令和8年9月 8日（火）
資格確認通知日※ ³	令和8年9月 9日（水）
入札書受付期間※ ² （入札書・工事費内訳書、技術資料）	令和8年9月10日（木）～令和8年9月11日（金）
開札日	令和8年9月15日（火） 午前9：00
落札者決定通知日（予定）※ ⁴	令和8年9月25日（金）

※¹ 各日の午前9時から午後5時までとする。※² 開始日の午前9時から期限日の午後5時までとする。※³ 事後審査Ⅱ型において、電子入札システム上、入札に参加するための処理として通知するものであり、入札参加資格を確認するものではない。※⁴ 入札参加資格の事後審査の手続より延期する場合がある。

(4) 入札条件

建設リサイクル法※ ¹	☒ 対象 ・ ☐ 否			
フレックス工期契約制度※ ²	☐ 対象 ・ ☒ 否			
I C T活用工事※ ³	☐ 対象 ・ ☒ 否			
C C U S活用工事※ ⁴	☒ 対象 ・ ☐ 否			
難工事指定（農林水産部）※ ⁵	☐ 対象 ・ ☒ 否			
専任特例2号の場合※ ⁶ の 監理技術者の配置	☒ 対象外	☐ 可 ・ ☐ 不可		
電子入札約款第2条第5項で 定める誓約書※ ⁷ の提出	☒ 必要 ・ ☐ 不要			
債務負担行為の活用	☐ 有	契約初年度の支払い※ ⁸		☒ 無
		☐ 有	☐ 無	
電子契約サービス※ ⁹	☒ 可 ・ ☐ 不可 本工事は、電子契約サービスを選択することができる。			
関連工事	☐ 有 ・ ☒ 無			

- ※1 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）の適用を受ける対象工事の場合、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられる。
- ※2 千葉県建設工事フレックス工期契約制度実施要領を参照すること。
- ※3 千葉県県土整備部 ICT 活用工事実施要領を参照すること。
- ※4 千葉県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領を参照すること。
- ※5 千葉県農林水産部難工事表彰要綱を参照すること。
- ※6 専任特例 2 号の場合とは、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号による場合をいう。入札公告（共通編）の「技術者の配置」を参照すること。
- ※7 誓約書は、別記 1 号様式により、資格確認申請書と併せて提出すること。
- ※8 ゼロ県債による債務負担工事を活用する工事の場合、契約初年度の支払い限度額が設定されていないため、契約初年度は、前払金等の支払請求が出来ないことに留意すること。
- ※9 電子契約を希望する場合は、資格確認申請書と併せて、電子契約同意書兼メールアドレス確認書を提出すること。

(5) その他
なし。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本案件の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 個別事項

名 簿 登 載	令和 8・9 年度におけるとび・土工・コンクリート工事の格付が A または B 等級である者
建設業許可	建設業の許可を有する者
営 業 所 の 所 在 地	千葉県内の資格者名簿に登載された主たる営業所（本店または支店）を有する者
技術者配置	保有資格
	—
	施工実績
	—
同 種 工 事	過去 15 年間に、地すべり防止工事を元請で施工した実績がある者
そ の 他 完成工事高 災害対応貢献企業他	とび・土工・コンクリート工事に係る完成工事高が 40 百万円以上である者

- ・「名簿登載」とは、千葉県建設工事等入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）における、本案件の発注工種に対応する業種別の登載状況及び登載されている格付等級による資格要件をいう。
- ・「建設業許可」とは、本案件の発注工種に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に定める業種別の許可の有無による資格要件をいう。
- ・「営業所の所在地」とは、営業所の有無による資格要件をいう。ここで“主たる営業所”とは、建設業の許可を受けた主たる営業所をいい、“従たる営業所”とは、建設業の許可（本案件の発注工種に限る）を受けた従たる営業所で、千葉県建設工事等入札参加資格者名簿において契約委任先として登録した営業所をいう。
- ・「技術者配置」とは、本工事への配置を予定する主任技術者（又は監理技術者）に求める資格要件をいう。なお、資格要件が設定されていない場合であっても、建設業法第 26 条の規定による主任技術者（又は監理技術者）の配

置（又は専任配置）は必須となることに留意すること。入札公告（共通編）の「10 技術者の配置」を参照すること。

- ・「技術者配置」の施工実績及び「同種工事」の“過去 15 年間”の期間は、入札公告の前年度までの 15 か年度間に当該年度の入札公告までの日を加えた期間（平成 23 年 4 月 1 日～入札公告の日）をいう。
- ・「同種工事」とは、入札参加者が有する元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合の者に限る。）で施工した実績（竣工したもの）の有無による資格要件をいい、千葉県経常建設共同企業体取扱要綱（平成 7 年 11 月 7 日制定）に基づき結成された経常建設共同企業体（以下、「経常 J V」という。）にあっては、いずれかの構成員に当該実績がある者を認める。
- ・「完成工事高」とは、経営事項審査の完成工事高（「2 年（又は 3 年）平均」の欄）について、等級格付けの基礎となったもの又は有効な経営事項審査によるもののいずれかによる資格要件をいう。
- ・「災害対応貢献企業」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 千葉県知事（又は事務所長）と所定の協定を締結している団体に加入している者
 - イ 過去 2 年間に、千葉県知事（又は事務所長）の要請に基づき公共土木施設等の災害の予防並びに機能の確保及び回復のため、本工事の発注事務所管内における災害応急に係る業務のうち本工事の発注工種に係る建設工事を施工した実績がある者。
- ・上記の“過去 2 年間”の期間は、入札公告の前年度までの 2 か年度間に当該年度の入札公告までの日を加えた期間（令和 6 年 4 月 1 日～入札公告の日）をいう。

（2）共通事項

- ア 資格者名簿に登載されている者のうち、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和 60 年 4 月 5 日制定）に基づく指名停止措置を、本工事の資格確認申請の期限日から本工事の落札決定の時までの間、受けていない者。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者。
 - ・手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本工事の入札日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
 - ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- ウ 経常 J Vで参加した場合には、その構成員は参加することは出来ない。
- エ 本案件に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

- ・この工事に係る設計業務等の受託者

商 号	日本工営株式会社
所在地	東京都千代田区麹町 5－4

- ・当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者
 - （ア）当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又その出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
 - （イ）代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

（3）その他

なし。

3 総合評価に関する事項

該当なし。

4 各種書類の提出先他

(1) 資格確認資料、技術資料の郵送又は託送による提出先

千葉県安房農業事務所 総務課

住所 千葉県館山市北条402-1

(2) 設計図書等に対する質問の提出先

awa-soumu@mz.pref.chiba.lg.jp

awanou-kamo@mz.pref.chiba.lg.jp

(3) 問合せ先

千葉県安房農業事務所 総務課

電話 0470-22-8641